



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 みずほ信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 野中 隆史
本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
コード番号 8 4 0 4 (東証第一部、大証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 139 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、同法の施行日に現行定款第 7 条(株券の発行)を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、平成 20 年 6 月 30 日付で第一種優先株式の一部を取得および消却したことに伴い、発行可能株式総数および発行可能種類株式総数を減ずるものであります。(定款変更案第 5 条)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,932,565,372</u> 株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式 13,700,000,000 株 第一種優先株式 <u>232,565,372</u> 株 第三種優先株式 800,000,000 株 第四種優先株式 400,000,000 株 第五種優先株式 400,000,000 株 第六種優先株式 400,000,000 株	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,855,717,123</u> 株とし、各種別の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。 普通株式 13,700,000,000 株 第一種優先株式 <u>155,717,123</u> 株 第三種優先株式 800,000,000 株 第四種優先株式 400,000,000 株 第五種優先株式 400,000,000 株 第六種優先株式 400,000,000 株
(株券の発行) <u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案																				
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、普通株式、第一種および第三種から第六種までの優先株式いずれについても、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、<u>単元株式数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式、第一種および第三種から第六種までの優先株式いずれについても、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p>																				
<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第8条 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>																				
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>																				
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主名簿の記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>																				
<p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、第57条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「<u>優先株主</u>」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「<u>普通株主</u>」という。）に先立ち、それぞれ次の額を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭による剰余金の配当（以下「<u>優先配当金</u>」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <table data-bbox="279 1624 734 1780"> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>1株につき年38円</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td>1株につき年10円</td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td>1株につき年20円</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td>1株につき年20円</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td>1株につき年40円</td> </tr> </table> <p>② ある事業年度において優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。</p>	第一種優先株式	1株につき年38円	第三種優先株式	1株につき年10円	第四種優先株式	1株につき年20円	第五種優先株式	1株につき年20円	第六種優先株式	1株につき年40円	<p>(優先配当金)</p> <p>第11条 当社は、第56条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「<u>優先株主</u>」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「<u>普通株主</u>」という。）に先立ち、それぞれ次の額を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭による剰余金の配当（以下「<u>優先配当金</u>」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <table data-bbox="928 1624 1383 1780"> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td>1株につき年38円</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td>1株につき年10円</td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td>1株につき年20円</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td>1株につき年20円</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td>1株につき年40円</td> </tr> </table> <p>② ある事業年度において優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。</p>	第一種優先株式	1株につき年38円	第三種優先株式	1株につき年10円	第四種優先株式	1株につき年20円	第五種優先株式	1株につき年20円	第六種優先株式	1株につき年40円
第一種優先株式	1株につき年38円																				
第三種優先株式	1株につき年10円																				
第四種優先株式	1株につき年20円																				
第五種優先株式	1株につき年20円																				
第六種優先株式	1株につき年40円																				
第一種優先株式	1株につき年38円																				
第三種優先株式	1株につき年10円																				
第四種優先株式	1株につき年20円																				
第五種優先株式	1株につき年20円																				
第六種優先株式	1株につき年40円																				

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第13条 当社は、第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第57条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p>
<p>第14条 ↳ (条文省略) 第27条</p>	<p>第13条 ↳ (現行どおり) 第26条</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第28条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 第22条から第24条まで、第26条および第27条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第27条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 第21条から第23条まで、第25条および第26条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>
<p>第29条 ↳ (条文省略) 第59条</p>	<p>第28条 ↳ (現行どおり) 第58条</p>

以上